

地域・自治体の国際協力・国際交流政策の意義

岩田 勝雄

目次

1. はじめに
2. 世界経済の変動と地域政策
3. 地域・自治体の国際交流・国際協力の実態
4. 21世紀への政策課題

1. はじめに

1980年代の日本経済は、「情報化」「高齢化」「国際化」がキーワードとなった経済政策が進行した。「情報化」は、これまでの日本経済の成長の基軸であったいわゆる重厚長大産業に変わって新しい高付加価値・高度技術集約型産業である情報関連産業の導入の必要性を課題とするものであった。「高齢化」は、日本の財政が所得税・法人税収入の増大が期待できない中においても公共事業、社会保障あるいは教育体制を維持しなければならず、そのためには最も受益者負担政策を可能とする高齢者福祉を削減し、同時に新たな高齢者事業を拡大するという目的であった。そして「国際化」政策は、日本経済・日本企業の海外進出をはじめとした国際経済関係の強化を目的としており、同時に日本市場の一層の開放を行うことであった。1970年代後半からの世界的長期不況の中で日本企業の国際的展開の必要性は、1980年代に入って「国際化」政策の追求という形態で行われたのである。この「国際化」は、日本経済・企業の海外進出および条件設定という政策だけでなく、地域・地方自治体の施策においても追求しなければならない課題として登場してきた。1980年代後半からは、地域の国際化政策が地方自治体の重要な政策課題となったのである。地域・自治体の国際化政策は、経済交流、文化交流あるいは自治体間の姉妹都市提携などとして展開した。その後日本経済の構造転換の必要性と対応するように「国際化政策」は、国際交流から国際協力の推進へと課題が広がっていくことになる。

国際交流あるいは国際協力という日本の対外政策の展開は、日本経済の開放体制を一層進めるだけでなく、日本企業の海外市場進出を促進することを目的とした政策課題であった。しかし対外政策は、政策追求の過程の中で海外進出・海外市場開放の目的から、日本市場の開放あるいは外国企業の国内進出を促すという方向性も加味されるようになった。また地域・自治体での国際化政策は、日本政府・日本企業の目的とは必ずしも一致しない状況も生じるようになってきた。地域・自治体におけるいわゆる自治権の確立・分権化の要求は、国際化政策の追求の中でも形成

されていったのであった。

本稿は、現代世界経済の構造変化の中で、地域・自治体の国際化政策の現実状況を把握し、地域・自治体の今後の国際化施策の基本・課題および自治権の確立の方向性は何かを明らかにすることに目的がある。

2. 世界経済の変動と地域政策

地域・自治体の「国際化」政策は、1980年代後半から本格的に展開されたが、やがて国際交流から国際協力へと基軸が変わっていった。国際交流から国際協力への移行といっても概念上のことであり、その実態は十分な内容的吟味がないままに進展してきている。国際協力という概念が地域・自治体の課題となってきたのは1990年代に入ってきてからであり、いわば「バブル」経済の崩壊以降のことである。1980年代の地域・自治体の国際化政策は、経済・文化・観光などを主とした国際交流の拡大が政策の基軸であった。ところが「バブル」経済の崩壊は、地域・自治体をして国際化政策の変更を迫られることになったのである。その要因は、世界経済の構造転換、日本経済の構造転換あるいは日本企業の海外進出の増大などにもよるが、最も基底的な要因は、地域・自治体の財政上の問題であろう。

地域・自治体の国際化政策に関しては、1987年に自治省から「国際交流に関する指針」が提起され、さらにその数年後には「国際協力に関する指針」の提示によって方向性が明らかになったのであった。とくに「国際協力に関する指針」は、1990年の「湾岸戦争」によって内容的にも変わり、いわゆる国際協力・国際貢献が国民経済の課題であるかのようになったのであった。「湾岸戦争」後の国際貢献は、カンボジアでの文民活動、ゴラン高原の平和監視団などの派遣があり、自衛隊、警察の派遣のみならず NGO、NPO も国際協力部隊として活動することになった。こうした活動の展開は、国際協力の内容が問われることになった。地域・自治体の国際交流においてもこれまでは先進資本主義諸国を中心に行われてきたが、国際協力は発展途上国との関係を主体とするようになった。地域・自治体の国際化政策は転換を迫られたことになる。

国際協力あるいは国際貢献が国際的課題として登場してきたのは、1980年代後半から世界経済が大きく変容してきたことが要因になっている。とくに1989年にはじまった旧東ドイツ、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーなどの旧共産党政権の崩壊、エストニア、ラトビア、エリトリアのバルト3国の独立、さらに旧ソ連邦の崩壊、13の独立国家の誕生は、これまでの国際関係の転換が必要となった。こうした東ヨーロッパで生じた旧共産党政権の崩壊のみならず、世界経済はこの間大きな転換を遂げてきている。以下は世界経済の転換の指標である。

1973年第4次中東戦争を契機として1974-5年世界恐慌が生じた。この世界恐慌以降の世界経済は、構造変化が進展した。第二次世界大戦後の世界経済はアメリカを中心とした通貨の面でのIMF、貿易の面でのGATTを基軸として運営されてきた。IMFは、1971年のニクソン新経済政策によってその内容の変化が起きた。とくにアメリカは、金・ドル交換の停止によって、ドルの無制限的流通を可能にした。アメリカ・ドルは1971年以降国際通貨としての地位を高めたのであ

った。もちろんアメリカ・ドルは、金・ドル交換が停止されたことによって、国際通貨としての地位は高まったが同時に国際通貨の地位も低下するという二面性が生じた。アメリカの国際収支の悪化、貿易収支の恒常的赤字化は、ドルの国際通貨としての地位を低下するものである。しかしアメリカ・ドルの国際通貨としての地位向上は、発展途上国のドル依存を強めただけでなく、旧東欧諸国でもドル依存を強めることになった。発展途上国における NIEO 運動の変化・後退あるいは後の東欧諸国政権の崩壊は、アメリカ・ドルの進展と関連した現象でもある。また世界経済における大量の国際通貨ドルの流通は、国際金融市場の拡大をもたらしたのみならず、ドルを利用すべき企業が大量に出現した。多国籍企業といわれる巨大企業の存在は、アメリカ・ドルの国際通貨化と関連した現象である。

1974 - 5 年恐慌以降の世界経済の基本的な構造変化は、次のような側面で現れている。

第 1 に、アメリカの世界経済支配が弱体化してきているということである。第二次世界大戦後アメリカは、貿易、投資、援助あるいは政治的・軍事的に圧倒的な地位を保持していた。そのアメリカが 1974 - 5 年世界恐慌を契機として経済的地位を後退したのであった。たとえば貿易では、ドイツ、日本の貿易拡大によって、アメリカの貿易収支は赤字が恒常的になった。また投資の分野でもイギリス、ドイツ、日本の企業の投資が拡大してきている。援助は、日本がアメリカに変わって供与国の第 1 位を占めている。いまやアメリカが他の先進諸国よりも勝っているのは軍事力であり、その軍事力を背景にして世界支配を維持しようとしているように見える。

第 2 に、アメリカの世界市場における相対的地位の低下と関連して西ヨーロッパ、日本の生産力発展・国民経済の規模拡大である。西ヨーロッパ、日本の地位向上は、貿易、投資、援助などの世界経済が拡大したばかりでなく、EU 域内統合のような巨大市場が形成されたことによって、アメリカに対抗できる勢力圏の確立を可能にした。いわばアメリカの世界市場支配の絶対的優位が低下したことによる平準化傾向と 2 極支配体制確立への過程である。日本はこの場合東アジアあるいは東南アジアに独自の経済圏を形成しない限り、世界体制における一つの極として存在することは困難である。それだけ日本は、アメリカ、EU に比べ、生産力を支える市場規模が小さいということと、同時に経済圏を確立できるような国際経済関係を形成していないということである。

第 3 に、国際通貨・金融は恒常的に動揺し、安定的な国際通貨体制の構築が困難になっていることであり、同時に巨大な規模での過剰資金が国際間で流動し、国際金融市場が肥大化しつつあることである。資本主義にとって安定的な貿易、投資などの世界経済を形成するためには、外国為替相場の安定、為替管理や貿易環境の整備などが必要であり、そのために IMF あるいは GATT が機能してきた。ところが今日では外国為替相場は変動制を採用し、貿易では WTO が確立したが、他方では地域主義の台頭による保護主義的政策も行われている。世界経済は安定した国際通貨・貿易体制のもとで運動しているのではないということになる。

第 4 に、発展途上国問題の複雑化・多様化が進んでおり、かつてのような先進資本主義諸国と発展途上諸国との支配と対立という図式が弱まりつつあること、および東アジア諸国・地域において急速な経済発展が進み、発展途上諸国間の経済的格差の拡大が顕著になってきたことである。その中で南アジア、アフリカ諸国は、経済発展から取り残され、人口爆発、主食食糧不足、貧困層の増大あるいは民族紛争、内戦などが生じ、いわゆる「貧困の悪循環」が顕著になっている。

第5に、旧ソ連・東欧諸国の共産党政権などによる中央指令的・独裁的・利権的・官僚的体制が崩れ、新たに資本主義的生産方法の確立が迫られているということである。中国においても1970年代後半からいわゆる「市場経済化」政策が進展し、外資導入をはじめ開放経済体制を目指すだけでなく、これまでの政策原理とは異なって企業の倒産、労働者の失業、あるいは年金受給者の貧困化などが生じている。ベトナムなどのインドシナ3国でも開放体制の導入・資本主義化への道が進んでいる。これまで事実上「鎖国」状態であった北朝鮮も、韓国との南北首脳会談などを通じ開放体制を導入する方向で進んでいる。

第6に、多国籍企業に代表されるように資本の国際的展開が拡大しつつあるということである。巨額のアメロドルの国際通貨化、ロンドン、ニューヨークなどの国際金融市場での資金調達、国境を超えた企業間の合併・提携、あるいはアグリビジネスによる一次産品の生産・流通支配など、多国籍企業は世界中に生産流通の網の目を張ってきている。いわゆるグローバル化の主体としての活動を展開している。発展途上国の経済発展の基軸をなしているのは多国籍企業であり、多国籍企業の進出しない発展途上国は経済発展から取り残されている。また中国の経済発展の主力は外資系企業であり、多国籍企業関連企業である。このように今日の世界経済の運営の主要な担い手は、多国籍企業に移ってきているのである。

第7に、国民経済間の経済統合、資本・企業間の国際的統合などの進展があるということである。経済統合は、EUのように先進資本主義諸国間の統合と、NAFTAにみられる先進国と発展途上国との統合、さらにはMERCOSUR、ASEANのような発展途上国間の統合とそれぞれ形態を異にしている。経済統合の進展は、自由貿易体制に反するものであり、WTO体制とは異質の内容をもつ。今日の世界経済は、経済統合の進展の中でWTO体制も強化されるというような二重の世界経済関係が形成されようとしているのである。

第8に、中東、中央アジア、アフリカ、東欧などで民族、宗教問題が顕在化し、解決の方向性も明らかにできないような状況も生まれていることである。とくにアジア、アフリカ、中東での民族・宗教問題は、アメリカなどの先進国の介入によって問題を複雑化するばかりでなく、民族間、宗教間の対立を強めるということにもなっている。ヨーロッパにおいてもボスニア・ヘルツェゴビナ、新ユーゴのコソボで紛争が生じたが、さらに中央アジアのキルギスタン、カザフスタン、タジキスタンなどの民族問題なども解決の目途がたっていない。アメリカ、ソ連は、これまで強権的に民族問題の勃発を抑えてきたのが、民族国家の独立によって少数民族の抑圧、差別化政策が顕著になり民族間の対立を強めるということにもなってきている。

第9に、資本主義諸国および発展途上諸国が追求してきた経済発展＝経済成長を目的とした経済政策が、人口、食糧あるいは環境問題などの新たな困難が生じたことにより、政策の転換が迫られていることである。経済学はアダム・スミス以来、古典派、新古典派あるいはマルクス主義においても経済成長を前提とした理論の構築・解明を課題としてきた。その経済成長の方法の相違がまた経済学の理論の相違でもあった。しかし21世紀の経済は、成長のみをめざすあるいは経済発展こそ「善」という思想そのものの見直しが迫られているのである。とくに発展途上国は、先進国あるいは世界銀行などの国際経済機関の処方箋通りの経済政策が、むしろ所得格差を生むだけでなく、これまでの自然と共生してきた伝統的な生活スタイルまでも変更を余儀なくされ、民族間・部族間の対立、支配層の腐敗・墮落を招くという事態も生じている。したがってこれま

での経済成長のみをめざす経済学の再考が求められているばかりでなく、生活・文化・伝統・歴史などを重視した施策への転換も課題となってきた¹⁾のである。

これらの諸特徴は1974 - 5年世界恐慌以降急速に進展したのであった。かつて世界恐慌の勃発は、世界経済・国民経済の運動の軋轢・問題の一定の解決を行ってきたのであり、それが新たな世界経済の構造を形成することとなったのである。しかし今日の世界経済は、これまで経験してきたような資本主義の諸困難を解決していく方向性も見いだせない状況にあることは明らかである。

1970年代後半から急速に進展した世界経済の構造変化は、日本の対外経済関係の変更すなわち日本経済・企業の海外展開の拡大として生じた。いわゆる「国際化」の必要性は、世界経済の構造変化と日本経済・企業の国際展開という状況から生まれた現象であった。日本経済の「国際化」は、日本市場の開放化を促すとともに市場の整備をはかることであった。例えば日本企業の一層の国際競争力の強化のための施策としては、企業の合併・提携を促進すること、先端技術・高度技術集約型産業のための基盤整備をおこなうこと、機械の新規導入に関する優遇措置、租税の優遇措置などが講じられた。また日本企業の海外進出を促進するためにODAをはじめとした援助を拡大し、日本を中心とした経済圏形成をはかろうとしたことなどである。こうした日本の「国際化」政策の展開は、日本企業をして海外進出を拡大し、今日では日本企業の海外生産額は日本の輸出額を超える段階にまで到達している。日本経済の「国際化」は、日本企業の海外進出のみを目的としているのではなく、日本市場の開放もはかつていかなければならない。いわゆる「規制緩和」政策という名の市場開放は、着実に進行している。それは生産・流通などの経済の基幹産業分野のみならず金融、不動産あるいはサービス分野などでも進行している。自動車産業では、フランス・ルノーによる日産自動車の事実上の吸収、フォードによるマツダの吸収、ダイムラー・クライスラーによる三菱自動車の支配などの現象は、従来日本自動車企業は技術水準が高く、市場も安定しており、外国企業による支配は起こりえず、むしろ外国企業を吸収・合併していくのではないかとという考え方を一掃した。また銀行・金融部門では、かつて世界最大の預金量をほこり最も安定した経営を行ってきたといわれてきた都市銀行が、バブル経済崩壊以降の不良債権問題に端を発し、北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行の倒産、アメリカでの金融デリバティブ取引の失敗から地方銀行に落ちた大和銀行などが生じた。こうした主要銀行・証券会社の倒産だけでなく、金融再編は企業間の合併・提携となって現れた。東京三菱銀行の誕生は、その後の銀行再編を急速に促すものであった。とくに都市銀行は、不良債権処理に国の財政支出に依存するという契機として企業間の提携・合併が趨勢であるかのような現象となった。日本興業銀行、富士銀行、第一勧業銀行の提携による「みずほ」グループの誕生、住友銀行とさくら銀行の合併、三和銀行と東海銀行の提携は、日本の都市銀行が4行支配体制に移っていくことを意味している。これほどまでに都市銀行が集約されるということは、これまでの経済学の常識では考えられなかったことである。また日本長期信用銀行は、倒産後公的資金の供与を受けながらアメリカの投資銀行に買収され、新生銀行として再発足した。この日本長期信用銀行の現象は、日本の公的資金によって企業が再建されたが、現実にはアメリカの企業による日本企業の買収・合併を促進するという内容であった。こうした銀行・証券あるいは保険などの金融分野での産業・企業再編は、まさに日本企業の今後の国際競争力の向上のためであり、同時に外資に市場を開放

していくための施策でもある。

こうした世界経済の変化の中で地域・自治体の対外経済関係の施策も行われてきたのであり、さらに21世紀に入ってその内容も転換せざるをえなくなってきたのである。

3. 地域・自治体の国際交流・国際協力の実態

地域・自治体の「国際化」政策は、1980年代後半から本格的に開始されたのであったが、1990年代に入って質的に転換せざるを得ない状況が生じた。それまでの地域・自治体の「国際化」施策は、1987年に自治省が提示した「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」に基づいて行われてきた。その指針の意義は、世界に開かれた地域社会づくりを推進すること、地域活性化をはかっていくことにあるとしている。その具体的な方向としては、地域の特性を活かしながら国際交流事業を推進し、住民の国際認識と国際理解を喚起すること、地域のアイデンティティを確立し、地域産業・経済を振興することであるとしている。さらに国際交流を推進していくための基盤づくりとして、地方公共団体の推進体制の整備、公・民協力の整備、人材の育成、施設基盤の整備、国際交流団体・通訳・ホームステイなど民間の推進体制の整備を掲げている。また国際交流施策の展開としては、姉妹・友好都市提携、住民の国際感覚・国際認識の涵養、語学教育などを含めた国際教育の推進、留学生・研修生の受け入れなどを含めた教育交流の推進、文化・学術交流の推進、青少年の海外派遣などの交流推進、スポーツ交流の推進、地域の活性化をはかるための国際交流事業の開催・誘致などをおこなうこと。地域産業・経済の「国際化」に対応するための施策は、国際見本市・コンベンション施設の整備などの地域産業基盤の整備、外資系企業の誘致のための国際地域経済交流・地域産業の国際化の推進、国際観光の振興をおこなうこと。そして「国際化」に対応した地域づくりとしての施策は、外国人にとって暮らしやすい地域づくりすなわち公共施設・道路・案内標識などの外国語併記、外国語に堪能な職員の窓口配置、生活情報・サービスなどの提供・整備、帰国子女教育体制の整備が掲げられている。この自治省の指針以来、都道府県・市町村の自治体行政は、国際化推進室、国際交流課、国際課などの名称の行政部門を設置し、さらに国際交流に関する基本計画・基本要綱の作成が課題になったのである。²⁾

例えば大阪府の国際化政策は、東京一極集中に対抗してのものであり、関西の地盤沈下をくい止めるねらいをもっている。1991年に策定された「大阪府新総合計画」は、2001年を目標年次として定め、これまでの時代対応型から時代先導型へと転換していくこと、地球的規模での人・物・情報の交流を促進し、未来を拓く新たな価値を創造することなどによって大阪独自の住みやすさ、暮らしやすさを最大限に生かしていくことなどが提起されている。³⁾大阪府は東京圏に対抗する中心地域として国際化政策を積極的に取り入れようとしたのであり、関西国際空港、関西学術研究都市、さらにはオリンピックの招致などの大型プロジェクトを企画したのであった。関西新空港は第2期工事が計画されているが、アジアではシンガポール、香港、上海の新空港あるいは韓国の仁川新空港など大規模国際空港が誕生し、関西空港の位置づけは必ずしも高くない。そのうえ関西空港は、民間資金の導入によって設立運営されているために空港使用料が高いこと、

乗り入れている外国航空会社数が少ないこと、東京との接続に時間を要することなどによって、旅客数が大幅に伸びることは難しい。さらに巨額な建設資金は、空港経営を困難にしているだけでなく、新たな空港拡張はより経営を悪化することになりかねない。関西学術研究都市は、バブル経済が破綻して以来、土地需要が減少しているだけでなく、進出する企業も減少している。ここでも巨額の建設資金は、金利負担を含め大阪財政の足枷になっている。大阪の国際化施策は、巨大なプロジェクト建設を主体としているためにむしろ財政状況を悪化させるということになったのであり、大阪が企画した国際化施策の基本理念を十分に遂行しえない状況になっている。したがって国際化政策は、大阪経済の復興というよりも、むしろ財政の悪化をきたしさらに多くの課題を21世紀にまで持ち越すこととなった。

一方、国際化政策が地域経済復興の起爆剤になると位置づけた沖縄県は、国際化政策の一環として1988年に自由貿易地域を設立した。自由貿易地域は、沖縄振興開発特別措置法に基づいた施策として那覇空港に隣接した地域に設立されたが、当初の計画とは異なって保税加工を主とした企業の入居は少なく、また本土との時間的優位さを活かした企業も少ないことから沖縄振興の切り札にはならなかった。その後沖縄県は、沖縄本島全土の自由貿易地域化などをうちだしたり、あるいは2000年先進国サミット開催などで沖縄振興策をはかってきているが、日本経済総体が不況から脱出できない状況のなかではどの施策も十分な成果をあげてはいない⁴⁾。沖縄県にとっての国際化政策は、本土との経済格差を解消するというよりも、本土並の政策課題を遂行しているにすぎず、その限りでは自治権の確立というよりも、国家財政からの補助金獲得の手段としての措置を講じているような状況となっている。

1980年代の地域・自治体の国際化政策は、国土庁の第四次全国総合開発計画にもとづいたものであり、日本経済・企業の海外進出の促進と国際市場の開放を図るためのものであった。さらに国際化政策は、地域・自治体の活性化をはかることと国家財政の逼迫化のもとで国の財政負担部分を地域・自治体に転嫁すること、および地域・自治体が独自の財源を確保するための一手段として位置づけられたのである。大阪府の巨大プロジェクトの多くは自主財源で地域の活性化を図る目的であり、沖縄の自由貿易地域も経済復興を図る目的で設立されたのであった。このほか九州は、中国華南地域、台湾、香港、東南アジアと、日本海地域は中国東部、韓国などと、北海道はロシア、中国東北部などとさらに太平洋沿岸地域はオセアニア、南北アメリカなどとの交流を強化する方針がたてられた。四全総は国土軸を4つに割ることによってそれぞれの地域での交流地域も分割したのであった。環黄海圏、環日本海圏などの構想は、こうした背景から生じたものである。現在でも北陸地域を中心にしてこうした構想を推進しようとしている自治体も存在している。

例えば島根県では内外情勢の変化の中で国際化政策の意義を次のように設定している。「国際的には、東西冷戦構造の終焉により新たな秩序の構築が迫られる一方、地球環境問題や難民問題など地球的規模の課題が深まる中で、世界有数の経済的發展を遂げた我が国が国際社会において果たすべき責任と役割はますます重要になってきている。地域社会においては、在住外国人が急増し、異なる文化や価値観を持つ人々と、その文化等を認め合いつつ、共に生きるべき時を迎えている。また、日本海国土軸構想の実現に向け、日本海沿岸府県の協調的な取り組みが必要となってきている。こうした状況の変化に対応しつつ、島根県が国際化推進施策を総合的かつ体系的

に推進し、世界の平和と繁栄の一翼を担っていくために、島根県国際交流推進指針を全面的に見直し、新たに『島根県国際化推進基本構想』を策定するものとする。⁵⁾

島根県は国際化推進の意義としては、開かれた地域社会への変革、国際社会を担う人材の育成、地域から果たす国際貢献、独自性の発揮、諸外国の日本理解の増進、経済の活性化、環日本海交流拠点と日本海国土軸の形成にあり、平和で豊かな世界の実現を究極の目標にしながらこれまでの親善交流を基盤とする協力、共生を推進し、世界から好感をもって迎えらるる活力のある地域づくりをおこなうことを基本理念とする。⁶⁾そして基本構想のキーワードは、交流、協力、共生、好感、活力の5つであり、それぞれの頭文字をとって「しまね5Kプラン」とよぶとしている。島根県が策定した国際化推進基本構想は、国際理解と人材育成、国際化推進基盤の形成、国際交流の推進、国際貢献、在住外国人政策の5つを基本としている。このなかでは国際交流団体の育成・支援および環境問題などでの国際貢献が新たに追加された内容である。さらに島根県の国際化推進視点としては、特性を活かす、全県的に均衡のとれた特色ある交流、参加型から参画型の交流、地域の活性化へつながる交流、顔が見え心の通う交流、次世代をにらんだ未来志向、一対一から多対多の交流をめざし具体的地域としては、北東アジア地域を対象としていると明記している。

島根県の国際化推進基本構想に現れているように、1990年代には地域・自治体の国際化政策は内容的に拡充してきている。とくに世界情勢の変化の中で、国際貢献、環境問題、難民問題などの課題が登場してきただけでなく、共生、協力といった新しい概念も追加された。1980年代の国際化政策は、日本経済・企業の海外進出と日本市場の開放、地域・自治体の経済活性化、自主財源の確保などを目的としてきた。しかし1990年代の地域・自治体の国際化施策は、具体的な政策提起があり、地域特性を活かす方向も明らかになってきたのである。

島根県の指針は、国際交流から国際協力へと国際化の施策を転じなければならないとしているのであるが、この方向性はすべての自治体で提起されてきている。青森県では次のように提示している。

「近年の国際情勢に目を向けてみますと、民族・部族紛争が増加するなど国際情勢は依然として先行きが不透明で流動的な状況となっています。特に、冷戦構造下では必ずしも十分な取り組みが行われなかった環境問題、人権問題、難民問題などといった地球規模の問題の解決が喫緊の課題となっています。日本としても、日本の安全と繁栄は、世界の平和と繁栄の中でのみ実現可能であるという認識のもと、諸外国との友好協力関係を推進するとともに、地球規模の問題の解決のための協力として取り組んでいくことが求められています。

このため、国だけでなく地域においても、国際交流から国際協力へとステップアップを図り、お互いの地域の生活の安定・向上と発展のために国際的に協力し合うという視点が重要となりました。⁷⁾

1980年代に推進してきた地域・自治体の国際化は、世界情勢の変化のもとで変更せざるをえなくなかった。その主要な点は、環境問題、人権問題、難民問題などであり、したがって従来の国際交流から国際協力の視点を重視しなければならないとしている。そこで国際協力の課題は何かとえば、国際社会への貢献、地球時代に適応する人材育成、グローバル化する経済環境への対応、外国人にも暮らしやすい地域づくり、新しい国土形成すなわち多軸型国土構造の形成である。と

くに多軸型国土構造の形成では、経済交流の相手国として中国、ロシア、韓国などの環日本海諸国を対象としており、さらにタイ、インドネシア、ベトナムあるいはインドとの交流の重要性を提起している。こうした国際化推進のための施策としては、国際協力プロジェクトとして発展途上国への国際協力の推進、国際協力活動の促進、全地球的な課題への取り組み、福祉国際協力の推進がある。内なる国際化推進プロジェクトとして、県民の国際理解の促進、学校における国際理解教育・外国語教育の推進、国際交流を担うリーダーの育成、民間国際交流団体・ボランティア活動への支援、外国人が住みやすい環境づくり、留学生への支援が掲げられている。付加価値創造プロジェクトとしては、姉妹・友好交流の推進、環日本海諸国との交流の推進、その他の地域との交流の推進、芸術・文化交流の推進、学術交流の推進、スポーツ交流の推進、産業・経済の国際化の推進、国際観光の推進が提示されている。そしてこうした国際化を推進するためには、⁸⁾基盤整備、推進拠点の整備、世界的ネットワークの形成が掲げられている。

島根県、青森県の国際化推進の基本政策・基本方向は両県とも変わりがなく、両県の異なる点は、地域特性である。島根県は、国土軸を南方においているが青森県は北方においている。国際化推進は、国際交流から国際協力へという基本方向は、他の自治体とも共通している。しかし国際化推進の財源はどのように確保するのかという点では、両県とも明示していない。前述のように地域・自治体の国際化政策の推進は、地域・自治体の自立を促すという側面があり、それは同時に自主財源を確保しなければならないという内容をもっている。両県の国際化推進施策は、依然として中央政府の指示待ちあるいは補助金をあてにした内容になっており、その限りでは多くの自治体と共通している。

地域・自治体の国際化政策は、島根県・青森県に現れているように変わってきているのであるが、国際交流の相手国の変化も急速に進んでいる。地域・自治体の国際交流の相手先すなわち姉妹都市・友好都市では、初期にはアメリカ、ヨーロッパなどの先進資本主義国が提携先であった。1980年代からの地域・自治体の国際化施策の拡大は、提携地域も拡大した。とくに中国をはじめとしたアジア地域との国際交流が各自自治体の課題ともなった。先進諸国との姉妹都市・友好都市との国際交流は、文化交流、スポーツ交流、留学生交流、経済交流あるいはホームステイ・ホームビジットなど多面的な交流をめざした。しかしヨーロッパ諸国の自治体との交流は、相互訪問・人的交流などを提起しても現実には日本の自治体からの派遣が多く、ヨーロッパからの日本訪問は極端に少なく、両者の関係は、対等の交流とはいえない状況があった。そこで地域・自治体の国際交流の相手先は、アジア地域に拡大していった。1970年代から開始された日本経済・企業の東アジア・東南アジア経済圏形成の目標は、地域・自治体の国際化施策にも反映されていったのである。中国をはじめとしたアジア地域の国際交流の目的は、経済交流にあった。ここでの経済交流は、貿易、投資、技術移転の拡大であり、具体的には日本企業の海外進出を促すことであった。国際交流は、日本企業の海外進出のための基盤形成、情報収集を目的としていた。アジアの諸都市との姉妹都市・友好都市提携は、海外進出の手段としても利用されたのである。他方アメリカ・ヨーロッパなどの先進資本主義諸国との交流は、文化交流、スポーツ交流、留学生派遣などの名目での日本からの「観光訪問」であり、結果的には相手地域の活性化をもたらす手段となった。アジア地域は日本企業の進出という形態での活性化施策であり、その意味では先進諸国もアジアと同様に日本との経済的交流を望んでいたことになる。しかしこうした日本の地域・自

治体からの一方的支出という形態での経済交流は、1990年代に入って質的な転換が要請された。国際化の中身は、国際交流から国際協力への転換である。

国際協力は、先進資本主義諸国から発展途上国への一方的供与という意味ではない。国際協力は、先進資本主義諸国間では環境問題、交通問題、ゴミ処理、消防、文化・伝統保存、人口問題、在住外国人問題など幅広い課題がある。とくに日本の自治体では、ゴミ処理、消防などでは独自の成果をあげてきた。しかし日本の地域・自治体の先進資本主義諸国自治体との交流は、文化交流、人的交流、スポーツ交流など総花的な交流を望んできた。ところがヨーロッパの自治体は、課題を絞って交流を図ろうとしてきている。たとえば1997年フランスで開催された「日仏自治体交流・協力促進セミナー」においてフランス自治体の日本の自治体との交流提起は、課題が具体的であり、かつ問題点が絞られていた。オルレアン市の提案は、日本の自治体との交流目的の相違が明らかにされている。国際協力はフランスと日本の自治体が共同で行うことを提案しており、その内容はたとえばアフリカあるいはベトナムなどのLDC諸国に対してである。具体的には、フランスの自治体が国際協力の内容を提起し、日本の自治体が資金提供を行うべき、という提案である。まさにフランスの自治体は、日本の自治体との姉妹都市提携を通じて日本企業誘致をはかり、発展途上国における一定の発言力・地位を獲得し、さらに地域経済の活性化を図ろうとする提起である。フランスの自治体は日本の自治体との協力は、発展途上国に対しての関係強化の必要性であり、日本の自治体がフランス自治体との直接交流を期待しているのとは次元が異なっているのである。日本の自治体の交流目的は、島根県あるいは青森県の国際化基本要綱・基本構想などで明らかなように文化交流、経済交流、人的交流を基軸にした総花的交流を提起している。しかしフランスの国際協力の提起は、日本の自治体が提起する交流とは異なって、発展途上国への共同プロジェクトであり、日本の自治体としては参加しにくい提起となっている。このようにフランスの自治体と日本の自治体との国際協力の内容が異なっているということは、日本の自治体の国際協力の歴史が浅いということ、自治体の特性が活かされていないということ、目的が一般的であって具体性に欠けるということ、さらに専任の職員配置がなされていないために継続性のない提起になっていることなどであろう。もっとも1998年神戸で開かれた「日仏地域間交流促進兵庫会議」では、同じフランスのコルシカ島からの代表は、日本の自治体との姉妹都市提携を希望しており、その目的は日本からの観光客の誘致であった。¹⁰⁾したがってフランスの自治体でも国際協力の概念は、共通しているわけではなく、自治体の経済的基盤状況によって異なっていることを示していることになる。しかし日本の自治体は、国際化基本要綱・基本構想などでは地域の特性あるいは独自性を発揮することと提起しているが、現実の問題提起になると具体性に欠け、またどの自治体も同じような政策提起を行うというような状況にある。その意味では日本の多くの自治体の国際協力の内容は、依然として自治省の指針に基づいてのものであり、独自の方向性を提起できる段階にまで至っていないということを示している。

フランスと日本の自治体の国際協力の内容の相違を見てきたのであるが、そこからヨーロッパと日本の自治体の国際交流・国際協力の在り方、考え方に相当のギャップがあるように思われる。ヨーロッパの自治体は、国際交流・国際協力に関しては課題を絞っておこなっていくとする方向性が明確になっている。国際交流の一方法である姉妹都市提携でもフランスの自治体は、日本からの観光客の誘致ないしは企業誘致をテーマにしている。その他の文化交流、人的交流あるい

はスポーツ交流などの国際交流一般に関しては現在の段階ではあまり関心を抱いていない。かつて日本の自治体とヨーロッパの自治体との人的交流では、日本側はヨーロッパに1000人行くとするれば、ヨーロッパから日本に来るのはその10分の1の100人程度で、少なくとも自治体間では対等な関係が形成されていたわけではなかった。むしろ日本からの訪問は、いわば観光的な面も強いということでもある。ここでも日本の自治体とヨーロッパの自治体との国際交流の意義・目的の乖離が生じていたということである。

そこでヨーロッパの自治体との国際交流・国際協力はどのような方向性が望ましいかということになる。日本の自治体は、消防、ゴミ処理、交通問題などで独自のノウハウをもっている。交通問題では、自動車の総量規制、排ガス、騒音、さらには公共交通問題などがあり、日本の自治体はヨーロッパの大都市の例を参考にしながら解決策を講じてきた。地下鉄建設などは、パリ、ロンドンなどの交通整備が先例になったし、自動車の排ガス規制などもヨーロッパの規制を参考にした。したがって日本の自治体がヨーロッパの諸都市に協力できるような事例は少ないのであるが、しかしゴミ処理あるいは消防などは日本の自治体は優れた対応をしている。その限りでは日本の自治体は、ヨーロッパの自治体への協力関係を形成することは可能であろう。このように日本の自治体の独自性あるいは得意な分野に課題を絞っていけば、ヨーロッパの自治体との国際協力の推進は可能である。またフランスのオルレアン市の提起のように、日本の自治体に資金提供を要求するような提起に関しては、少なくとも自治体が対等な関係を形成していないということであり、現状では回避すべき協力関係ということになる。ただし発展途上国の問題解決に対して、先進資本主義諸国の自治体が、国家・政府とは独立的に、共同で協力関係を結ぶということに関しては積極的な意義をもっているであろう。この場合でも自治体は対等な関係を維持しなければならない。それは人的、資金、設備などの面であり、同時に対象地域に関してでもある。

発展途上国あるいはアジアの地域との国際協力に関してはどのように推進していく必要があるのだろうか。たとえば中国の場合は、姉妹都市提携の目的は経済交流に主眼をおいている。中国の諸都市は、姉妹都市・友好都市提携先の自治体の企業への情報提供、企業進出の促進、あるいは研修員の受け入れ、技術員の派遣などを要請している。1980年代は、京都、滋賀などの繊維産業が姉妹都市提携先の諸都市に企業進出をはたし、中国の繊維産業の近代化をはかる契機になったばかりでなく、日本企業の下請の生産体制に次第に巻き込まれていく契機にもなった。また中国の農村地域においては、農業指導、酪農、林業、緑化事業などを推進するために、姉妹都市提携・友好都市提携を活用して日本からの技術者あるいはボランティア派遣などを要請している。中国の国際交流は、中国の経済発展の基盤を形成するための手段として位置づけているのである。こうした中国の国際交流・国際協力の目的は、他のアジア諸国との関係でも余り変化はない。

韓国との国際交流・国際協力は、他のアジア諸国とは異なっている。韓国の諸都市も1980年代までは、日本企業との関係で姉妹都市提携を結ぶという状況があった。しかしこの時期は韓国は日本企業の韓国進出を事実上制限していたのであって、必ずしも企業進出を促すという目的ではなかった。また国際交流は、経済交流、文化交流、人的交流などを主体として行われてきた。1980年代の韓国の自治体は、事実上自治権を有していなかった。たとえば首長は官選であり、地方議員は無報酬で、地方自治の確立よりも中央政府との関係強化あるいは中央政府にいかにして地域の代表を選出するかが課題であった。ところが1990年代になって韓国の自治体は、交流内容

に大きな変化が生じるようになった。金泳三大統領が韓国史上はじめて民選され、同時に地方自治の確立も課題になったからである。そこで韓国の諸都市は、自治権を確立するための理念・方法あるいは地方官僚の役割などを日本の自治体の経験を通じて学びたいという要望が強くなった。韓国の地方自治体でも1990年代後半から地域の「世界化」という目標を掲げた。日本の自治体が地域の「国際化」という目標を掲げたのは1980年代であるから、それから10数年後に韓国も同じ目標を掲げたのである。そこで韓国の自治体の国際交流・国際協力の目的は、経済交流・文化交流なども掲げながら、自治権の確立の方策をどのようにして講じるかということが当面の課題となり、日本の自治体の経験を活かしたいということになったのである。また韓国では地方自治体の自治権の確立の中で財政の自治権の確立も課題となった。日本の自治体の国際化は、日本市場の開放を目的としているのみならず日本企業の海外進出を促すことであり、さらに地域・自治体の独自の財源確保を要請されていたのであった。韓国においても同様に自治権の確立は、地域・自治体の自主財政の確立であり、その面からも日本の自治体の経験を取り入れたいという要請があったのである。

地域・自治体の国際交流・国際協力は、ヨーロッパ諸国と中国、韓国ではそれぞれ目的も交流内容も異なっていることになる。発展途上国との国際交流は、研修生受け入れ、技術者派遣、ボランティア派遣、援助などの経済交流を求めている。ヨーロッパ諸国は、経済交流を目的としているが、内容は日本企業の受け入れおよび発展途上国への共同協力などである。このように国際交流・国際協力は、相手先の要請・内容が異なっているのである。したがって地域・自治体の国際交流・国際協力は、相手先自治体のニーズに応えるというだけでなく、相手先のニーズに応えられる能力を有しているのか、あるいは相手先のニーズを十分につかんだ上で交流を行っているのかを検証する必要がある。地域・自治体の国際交流・国際協力は、短期的な事業としてでなく長期的な事業として推進していくためには、相手先の特徴・ニーズを知ると共に、自治体自身の能力を十分に知ることでもある。地域・自治体の国際交流・国際協力は、単に世界平和・国際貢献に寄与するだけでなく、自治権および住民の自治の確立につながる内容をもつものである。

しかしバブル経済の崩壊以降、長期不況が続く中で地域・自治体の国際化政策も変更を迫られることになった。たとえば東京都は石原慎太郎知事が就任してから国際交流の見直しが行われた。東京都は、パリ、ロンドン、ニューヨーク、北京、ソウル、カイロと姉妹都市提携を結びそれぞれに海外事務所を設置し駐在員を派遣している。この海外事務所を縮小もしくは駐在員の引き上げを計画している。こうした措置によって東京都は約3億円の経費を節約することが可能であるとしている。東京都の措置は、これまでの国際交流事業、国際協力事業の在り方を見直すという施策である。1980年代から拡大した地域・自治体の国際交流・国際協力事業の方向性あるいは内容が問われてきたのである。世界経済の構造変化および日本経済の長期不況は、地域・自治体の施策の変更の必要性が生じたことになる。

4. 21世紀への政策課題

1980年代に展開された地域・自治体の国際化政策は、1990年代に入ってから質的な転換を要請された。国際化施策の基軸は、日本経済・企業の海外進出の拡大をめざすものであり、日本市場の開放をはかるものであった。また本来国の施策であるべき事項が、国の財政の逼迫化から地方自治体へ移管する内容をもっていた。すなわち国の財政支出の削減を地方自治体へ転嫁することでもあった。しかし国際化施策は、地域・自治体にとっては、自主権・自治権の拡大を図る内容をもっていたし、また国際化施策を通じて自治体の独自の財源を確保するという目的ももっていた。そのために各自治体は、地域特性・地理的条件、地域経済、地域文化などを活かした国際化施策を講じようとしてきた。さらに自治体は、1990年代からは総花的な国際交流から転じて、国際協力を主体とした施策へ転じようとしてきたのである。こうした地域・自治体の国際化施策の展開は、自治体の期待したような成果を必ずしもあげたわけではない。自治体の国際化施策は、本来国の事業として展開すべきものも含まれている。1990年代から続いている日本経済の長期不況過程は、国の財政状況の悪化だけでなく、地方財政にも反映している。自治体が国際化事業を推進すればするほど、地方財政に負担をかけるという事態にまで及んでいる。すなわち自治体の国際化事業は、自治体の自主財源を確保するという目的とは乖離して、いまや自治体にとっては事業それ自体の見直しを図らねばならなくなっているのである。

自治体の国際交流は、姉妹都市・友好都市提携を通じて行われてきた。2000年現在姉妹提携自治体は904、姉妹提携数は1,374件にのぼっている。しかしこの姉妹都市提携は近年減少傾向にある。1998年99年の2年間で姉妹都市提携を行った件数は66件となっている。その姉妹都市提携が減少している要因は、自治体の財政状況の悪化、民間レベルでの交流の増大、在住外国人数の増加によってその面での施策を充実させる自治体の増加、国際交流から国際協力への移行があるとしている¹¹⁾。これまでの自治体の国際化事業の基軸であった姉妹都市提携においても停滞傾向があらわれたのである。姉妹都市提携を行っている自治体でも実際に交流を行っているのは、半数にすぎないであろう。名目的な提携を行っているが現実には休眠状態という提携関係は少なくない。姉妹都市提携の停滞要因は4つ掲げられているが、財政状況の悪化は地域・自治体の国際化関連事業に与えた影響は大きいものがある。

例えば島根県は、1999年度86にわたる国際化関連事業を掲げている。1998年に比して新たに9つの国際化関連事業を行っている。9つの事業は北東アジア地域交流文化祭、国際協力専門家派遣事業、国際水環境協力推進事業、国際ワークショップ（畜産利用シンポジウム）、韓国慶尚北道経済交流事業、浜田港定期コンテナ航路開設促進事業、寧夏回族自治区産品開発事業、海外取引促進事業などとなっている。この新規事業のうち韓国慶尚北道は、1989年に姉妹都市提携を、中国寧夏回族自治区は、1993年に友好都市提携をおこなっている。1998年の国際化関連事業は、総額10億230万円となっている。ところが1999年の国際化関連事業は、総額9億5,240万円、1998年に比べておよそ5,000万円減少している。1999年の新規事業の総額は、6,530万円であるから、1999年度の前年から引き続いた事業は、約10%の減額になっている。主な事業縮小は、外国人青

年招致事業、韓国慶尚北道姉妹都市交流事業、中国寧夏回族自治区友好交流事業などであり、さらにしまね国際交流センターに対する助成金は8,000万円ほど減額されている¹²⁾。島根県は前述したように国際化関連事業は、県の総合計画の重要な柱として位置づけているのであるが、財政状況の悪化は、事業規模の縮小を余儀なくされている。さらに国際化関連事業は課題を絞って行っているかといえ、必ずしもそのような措置をとっていない。むしろ国際化関連事業内容は、これまでの案件項目を維持しながら規模だけ縮小あるいは名目を変えていくという施策をとっている。

島根県の事例は、自治体にとって例外的なものではない。1990年代後半からの自治体の財政状況は、国際化関連事業においても支出を増大できる状況ではないのである。したがって国際化関連事業そのものの見直しが迫られている¹³⁾。東京都の海外事務所の閉鎖は、こうした自治体財政の一つの施策として講じられたものであろう。しかし国際化関連事業は、国際交流から国際協力への転換が図られてのであり、そのための事業は継続しなければならない。そこで国際協力事業の継続は、自治体の事業としてではなく NGO・NPO に委託していこうとする方向性が現れてきている。アメリカの例をとれば NGO・NPO は、現代の重要な雇用先であり、GDP 成長を支える主要な組織となっている¹⁴⁾。前述のフランス・オルレアン市の提起のように NGO・NPO が国際協力の主要な担い手となるようなこととなれば、地域の重要な雇用確保となる。とくに NGO・NPO の幹部クラスになれば年収10万ドルに達するものもある。そうすると NGO・NPO の育成は、地域においても雇用先を確保することであり、同時に国際協力を推進する母体としても重要になってくる。したがって今後の国際交流・国際協力の担い手としては、NGO・NPO の活動に委ねていくことが必要になる。最近の自治体の国際化基本計画では、この NGO・NPO の育成あるいは助成ということが掲げられている。国際化関連事業においても NGO・NPO への助成はおこなわれている。地域・自治体の国際協力事業は、やがて NGO・NPO を主体として行われていくことになるであろう。したがって自治体は NGO・NPO に対しての支援策を強化する必要がある。支援策は自治体によって異なっているが、資金援助、人的援助、場所的援助など種々あるが、なによりも自治体は情報公開を原則とすることおよび情報提供を行うことが必要であろう。もちろん自治体が NGO・NPO に国際協力事業を委ねるということは、自治体の関連事業を縮小するということであり、その限りにおいて自治体の財政支出を削減する効果もっているのである。

さらに自治体の国際化関連事業において重要な点は、留学生および在住外国人施策である。これまで日本は、単純労働者の就労を禁じていた。しかし近年、水産加工、養豚、養鶏などの産業では深刻な労働力不足に陥っている。こうした産業分野では外国人労働者の受け入れがおこなわれることになる。これまで在住外国人施策としては、たとえば英語のパンフレット、標識の英文表記、あるいは韓国語、中国語のパンフレット作成などが自治体で行われてきた。特殊な例としては群馬県でのポルトガル語パンフレット作成、住民相談などがおこなわれてきた。しかし単純労働者の受け入れになれば、これまでのような外国人対応では処理できない状況が生まれるであろう。多民族、多言語、多宗教が混ざり合う地域社会の形成が行われる可能性があるからである。また留学生政策に関しては、多くの自治体で奨学金支給、国民健康保険補助、留学生会館・留学生交流施設建設、住宅斡旋などの施策を講じているが、各自治体によって相違がある。東京都、

大阪府、京都府のように留学生数が多い自治体では、留学生支援のための施策は多いのであるが、全員に講じられるわけではない。その反面留学生数の少ない自治体では、留学生支援のための予算は少ないが、多くの留学生に施される確率が高い。留学生は文部省の目標では、10万人を予定している。現在は6万人弱であり目標値まで達するためには、留学生支援策の大幅な増額が必要である。とりわけ日本の大学は、18歳人口の低下傾向の中で大学が新設され、学部増が施されてきた。大学にとって安定的に学生を確保するためには留学生を増大させるということが重要な課題になってきている。ところが留学生のための奨学金支給は、国の財政状況からすれば現実には困難であり、私費留学生の増加に依存せざるをえない。私費留学生の多くは、中国、韓国、台湾出身であり、何らかの奨学金あるいはアルバイト収入に頼らざるをえない。したがって自治体からの奨学金支給は、留学生の生活を援助するためにも重要であり、かつ留学生数を確保するため施策でもある。金沢市のように留学生全員に年額12万円支給する自治体もあるが、他の石川県の自治体では支給されていない。すなわち同じ自治体でも留学生支援策の相違があり、この面では早急に進んでいる自治体の施策にあわせる必要があろう。

日本の自治体の国際化施策は、国際交流から国際協力へと展開してきた。国際交流は先進資本主義国、アジアを中心に行われてきた。国際協力は、アジアの発展途上国を基軸において行われてきている。国際協力は、いわば先進資本主義国と発展途上国との関係のように捉えられてきた。しかし東アジアの経済発展は、かつての発展途上国が先進国としての地位を獲得する場合も生じてきている。すべての発展途上国の経済発展が可能であれば、これまでの概念での国際協力は、質的に転換しなければならないであろう。むしろ発展途上国問題の解決以降は、国際協力から国際交流へと転換しなければならない。21世紀の後半からは自治体の国際化施策は、再び国際交流が課題となるであろう。その場合の国際交流は、相手先自治体との対等・平等な関係が形成されていることが条件である。多くの自治体の国際化基本計画に掲げられている「世界平和」は、まさに自治体間の対等・平等な関係が形成されてこそ達成されるべき課題などである。また同時に21世紀の早い段階からの自治体の国際化施策は、いわゆる「内部化」が必要となろう。「内部化」とは、国家間あるいは自治体間が対等・平等な関係であり、人種・民族・言語などを意識しない文字通りの市民社会が形成されていくことを意味している。自治体の国際化施策は、今後「内部化」を達成できるような方向性の追求が課題となろう。

注

- 1) 現代国際経済分析の視点および政策課題に関しては、次を参照。

岩田勝雄「WTO体制下での国際経済政策課題」芦田文夫・高木彰・岩田勝雄編『進化・複雑・制度の経済学』新評論、2000年所収。

また多国籍企業による世界支配体制の構築に関して問題を提起しているは、コーテン、ブラウンなどである。

デビッド・コーテン『ポスト大企業の世界』西川潤監訳、シュプリングァー・フェアラー社、2000年。

マイケル・バラッド・ブラウン『アフリカの選択』塩出美和子・佐倉洋訳、つげ書房新社、1999年。

- 2) 地域・自治体の国際化政策の意義に関しては、次を参照。

岩田勝雄『新地域国際化論』法律文化社、1994年。

- 3) 『大阪府総合計画』大阪府, 1991年, 2 ページ。
なお大阪府の国際化政策に関しては, 岩田勝雄『新地域国際化論』第5章を参照。
- 4) 沖縄県の国際化の状況に関しては, 岩田勝雄, 前掲書, 第4章を参照。
- 5) 『島根県国際化推進基本構想』島根県, 1995年, 1 ページ。
- 6) 同上書, 7-9 ページ。
- 7) 『青森県国際化推進プラン』青森県, 1997年, 1 ページ。
- 8) 同上書, 28-57ページ。
- 9) 『日仏自治体交流・協力促進セミナー』自治体国際化協会, 1998年, 27-30ページ。
- 10) 『日仏地域間交流促進兵庫会議報告書』「日本におけるフランス年」兵庫実行委員会, 1999年, 45-6 ページ。
- 11) 『自治体国際化フォーラム』自治体国際化協会, 2000年7月号, 20-1 ページ。
- 12) 『島根県国際化推進基本構想』41-55ページの統計数字を岩田が試算。
- 13) たとえば自治体の姉妹都市提携事業額は, 1994年度をピークにして年々低下する傾向にある。姉妹都市提携事業は, 教育交流, 文化交流, スポーツ交流, 医療交流, 経済交流, 行政交流, その他の交流となっているが, 教育交流を除いてすべての事業で経費が削減されている。教育交流は, 学生・生徒の交流, 教員の交流および高校生交換留学などであり, 各自自治体とも交流事業の中心にしている。各自自治体の1994年度の姉妹都市提携事業の総額は, 140億円であったが, 1999年度は85億円と55億円減少している。また交流事業はアメリカおよび中国に集中しており, 2国で60%を超えている。このように交流事業そのものも全体としては削減傾向にあり, 同時に特定国に集中するということが近年の特徴である。
姉妹都市提携事業費の推移については, 『自治体国際化フォーラム』2000年9月号, 50-1 ページ, 参照。
- 14) 1996年時点でアメリカに登録されている非営利団体は150万をこえている。ピーター・ドラッカーによれば非営利団体はアメリカの最大雇用主であり, 9,000万人の有給の従業員とボランティアを抱えている。最も大きな公益団体の1996年の収入総計は, 6,210億ドルで, これはアメリカのGDPの6.8%に相当する, といわれている。(スミス・バックリン・アンド・アソシエイツ『みんなのNPO』枝広淳子訳, 海象社, 1999年, 13ページ。)
またアメリカのNGO・NPOは, 官僚からの出向, 企業からの出向なども行われ, NGO・NPOからも官僚・企業へ転出するといわれている。したがってNGO・NPOが国民経済の中で主要な位置を占め, 改めて住民運動としてのNGO・NPOを組織する必要がないということになる。日本のNGO・NPOは, 必ずしも行政指導では組織化することはできず, またNGO・NPOそれ自体も行政からの関与を避ける傾向にあるという特徴がある。